

さ ろ ま べ つ
佐呂間別川水系河川整備計画

平成 25 年 12 月

北 海 道

第 1 章 流域と河川の現状

第 1 節 流域及び河川の概要

佐呂間別川は、北見市(旧留辺薬町)豊金(標高 554m)にその源を発し、丸山、瑞穂を経て佐呂間町字栄、若佐を流下し佐呂間町市街地に達したのち、仁倉川等の支川を合流し、知来、仁倉を経てサロマ湖に流入し、芭露川等の支川を合流しながらオホーツク海に注ぐ流域面積 870.4km²、幹川流路延長 90.9km におよぶ道内最大の二級河川である。

また、流域の下流に位置するサロマ湖は、面積 152km² で道内最大の湖であり、周辺には原生花園が広がり、昭和 33 年に網走国定公園に指定されている。

河川の名前は一説によると、アイヌ語のサル・オマ・ペツに由来し、「葭原・にある・川」の意と言われている(出典:「北海道の川の名」)。

流域は北見市、佐呂間町、湧別町の 1 市 2 町から構成されている。

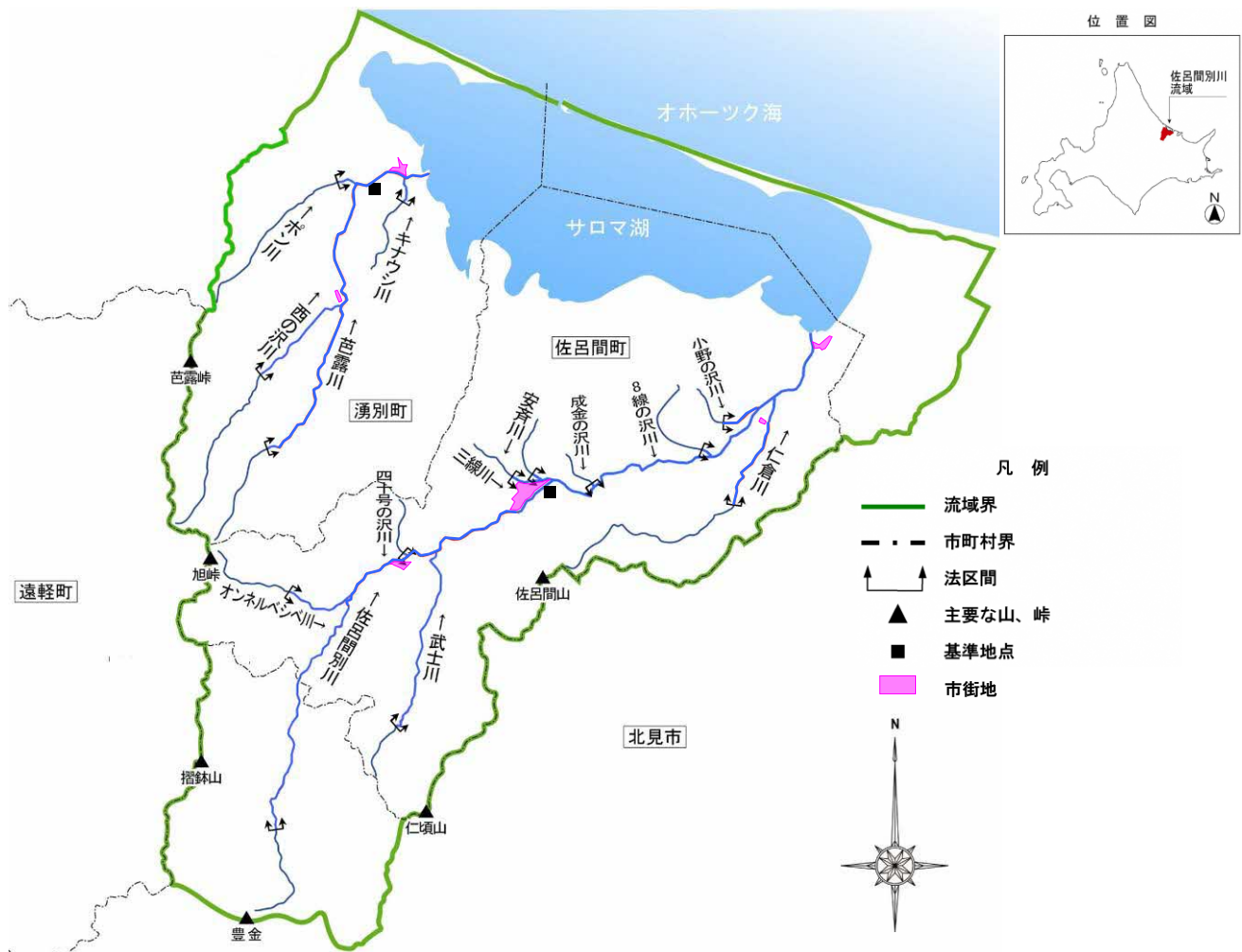


図 1-1 佐呂間別川水系 流域図

(地形・地質)

流域の地形は、大きく 2 つに区分され、河川に沿う平地とその両側に発達する山地とに分かれる。平地は段丘地帯を浸食して流れてきた粘土、泥炭^{でいたん}等が低湿帯を形成しており、河川周辺は牧草地・畑地・放牧等に使用されている。山地部は標高 200m~800m 程度の山々が連なっている。

流域の地質は、佐呂間別川方面では地形と同様に平地と山地に分かれ、平地を成す沖積層^{ちゅうせきそう}は狭く、幅 500m~1000m で、右岸側の丘陵地形では山稜部^{がいたいせきぶつ}まで崖錐堆積物によって形成されている。山地は中生代、ジュラ紀の古い地層であり、主として輝緑凝灰岩^{きりよくぎょうかいがん}、砂岩及び泥岩より形成されている。また芭露川方面では、後期白亜紀^{はくあき}~古第三紀層^{こだいさんきそう}、湧別層群で山地部については砂岩及び泥岩で形成されており、両河川沿いともに第四紀の沖積層^{れき}で礫・砂・シルト及び泥岩により形成されている。

(気 候)

流域の気候は、オホーツク海型の気候区分に属し、夏の平均気温が約 17℃と冷涼で、年間の寒暖差が大きい。年平均降水量は約 700mm と道内の他都市と比較して少ない。また、2 月から 3 月にかけてはオホーツク海に流氷が接岸する。

これに加えて、オホーツク海沿岸における特殊な気象現象として、春から秋にかけて「オホーツク海高気圧」が発生し、日照や気温に多少の影響をもたらす海霧を発生させ、出現頻度は少ないものの沿岸部では作物の生育を阻害し冷害をもたらすことがある。

(人口・産業・経済)

流域の人口は、北見市が 125,628 人、佐呂間町が 5,896 人、湧別町が 10,044 人（平成 22 年国勢調査）で、佐呂間町、湧別町では昭和 30 年頃、北見市は、平成 17 年頃をピークに減少傾向にある。

流域の産業・経済は、佐呂間町・湧別町のサロマ湖沿岸ではホタテ・カキの養殖、丘陵部では農業が盛んであり、一次産業の全体に占める人口の割合は 30%を超えている（平成 22 年国勢調査）。北見市では、主要作物であるたまねぎの収穫量が全国一を誇り、国内生産量の約 20%（平成 24 年作物統計）を占める。

(風土・文化)

流域の風土・文化は、流域の下流端に位置するサロマ湖に代表される、その豊かな自然環境が特徴である。サロマ湖は、昭和 33 年に指定された網走国定公園の一部をなし、日本では 3 番目の面積を誇るその周囲には、季節に合わせ様々な変化が見られるワッカ原生花園が広がり、流域を代表するシンボルとなっている。

流域内では、年間を通して豊かな自然を活かした催事が多く、夏季においては豊かな自然風景を楽しむことが出来る「サロマ湖 100km ウルトラマラソン」や「オホーツクサイクリング」等、冬季では広大な原野を活かした「湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会」等が催されている。このほか、キャンプ場や自然公園も多く存在し、自然に親しむ文化が地域に根付いている。

河川周辺においては縄文からアイヌ時代までの多くの集落跡が発見されており、古くからの河川と先人のかかわりの深さが伺える。このほか、佐呂間湖畔^{つるぬま}鶴沼のアッケシ草群落は北海道指定天然記念物に登録されている。

(自然環境)

流域の自然環境は、上流部から下流部にかけて、連なった山々、広大で肥沃な平地、自然豊かな湖と一流域内に変化の富んだ独特の地形・自然環境を有しており、その殆どは森林で占められている。河道沿いは、牧草地や畑としての利用が多く、樹木はヤナギ等が主であり、河岸部ではヨシ・カモガヤ等、山付き部ではマツ等に代表される針葉樹林が見られる。また、芭露川河口では、流域内でもここでしか確認できないアッケシソウ群落となっている。

河道は、上流域から緩やかに蛇行しながら、平野部及び市街部を貫流しサロマ湖へ注ぐ。なお、佐呂間別川の仁倉川より下流からサロマ湖の区間は水産資源保護法に基づく保護水面に指定されている。

流域内で見られる主な動物としては、北海道各地に分布するキタキツネやエゾシカが生息している。

鳥類については全川を通して、10 月下旬頃から増え始めるオジロワシ、オオワシのほか、オオジシギ、オシドリ、クマゲラ等が生息している。

魚類については、サクラマス（ヤマメ）、エゾウグイなどが全川で確認できるほか、下流域ではシラウオ、マルタ等が生息する。

(土地利用)

流域の土地利用状況は、約 80%が山林で、中流部の平地には農用地が広がり、市街地は中下流部の低平地に集中している。また近年の林産業不況の影響もあり、林地の農用地への転用傾向や、土地改良事業等の各種制度による未利用地の開発が進められており、農用地拡大の傾向にある。

交通網については、下流部で、紋別市と網走市を結びオホーツク海岸部の大動脈をなす国道 238 号が東西に横断している。また中流部では、旭川市と北見市を結ぶ国道 333 号が東西に横断している。さらに浜佐呂間から北見市留辺蘂を結ぶ主要道留辺蘂浜佐呂間線が佐呂間別川沿いに流域を縦貫している。

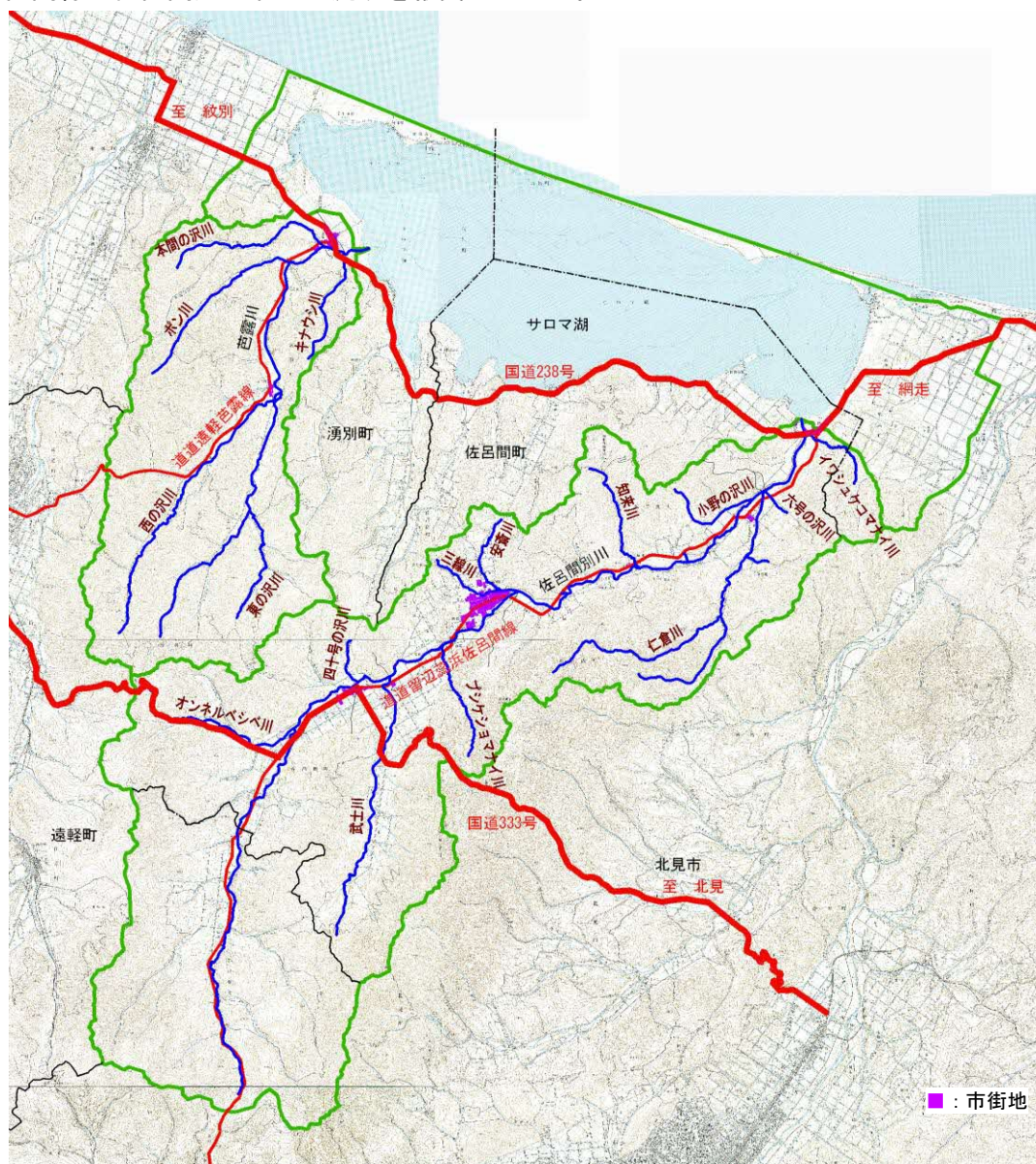


図 1.2 流域内における主要交通網

第2節 河川の現状と課題

佐呂間別川水系で、北海道知事が管理する河川は全部で14河川（管理延長98.05km）である。

このうち、過去の災害発生状況、現況流下能力、沿川の土地利用状況等を踏まえ、佐呂間別川、小野の沢川、仁倉川、芭露川を優先的に河川整備を行なうものとし、以下に河川の現状と課題を述べる。

1. 治水の現状と課題

（佐呂間別川）

佐呂間別川では、昭和31年から46年にかけて佐呂間市街地から若佐市街地の区間で河道拡幅による河川改修が行われていたが、昭和46年10月の豪雨により仁倉地区等で浸水面積840ha、床下浸水400戸、床上浸水245戸にもおよぶ多大な被害を受けた。この大洪水を契機に計画規模を見直し、昭和49年からサロマ湖合流点より抜本的な河川改修に着手している。

また、佐呂間市街地に近接する支川の安斉川及び三線川において、それぞれ昭和49年から53年、昭和54年から59年に改修が行われている。

しかし、平成4年9月の台風17号により仁倉地区、浜佐呂間地区等で浸水面積568ha、床下浸水126戸、床上浸水36戸、平成10年9月の台風5号により知来地区、^{にしとみ}西富地区等で浸水面積7ha、床下浸水9戸、床上浸水2戸、さらに平成18年10月の豪雨では、佐呂間市街地等で浸水面積136ha、床下浸水63戸、床上浸水11戸の被害を受けている。こうした状況から市街地、農地等を洪水被害から守るため、早急に治水安全度を向上させることが必要となっている。



サロマ湖合流点付近の浸水状況

（平成4年9月撮影）



敷島橋下流の浸水状況

（平成18年10月撮影）

(小野の沢川)

小野の沢川では、平成4年9月の台風17号により浸水面積78ha、床下浸水5戸、床上浸水3戸、また、平成10年9月の台風5号により浸水面積60ha、床下浸水4戸、床上浸水1戸、さらに平成18年10月の豪雨では浸水面積90ha、床下浸水6戸、床上浸水3戸の被害を受けている。こうした状況を踏まえ、佐呂間別川合流点から5号橋までの2.29km区間について、平成20年度より二級河川への指定と合わせ、抜本的な河川改修に着手しているが、未だ治水安全度は低く、引き続き宅地、農地等を洪水被害から守るため、早急に治水安全度を向上させることが必要となっている。



小野の沢川、佐呂間別川合流点付近の浸水状況（平成18年10月撮影）

(仁倉川)

仁倉川は、開拓以来から苦しめられた排水不良の抜本的な解消を目的として、昭和 51 年から 53 年に国営かんがい排水事業による佐呂間別川合流点から第 5 号橋上流までの整備、さらに平成 14 年までに、佐呂間別川合流点から吉川橋まで河道拡幅、築堤等の改修が行われている。

しかし、平成 4 年 9 月の台風 17 号により浸水面積 24ha、床下浸水 2 戸、また、平成 10 年 9 月の台風 5 号により浸水面積 18ha、さらに平成 18 年 10 月の豪雨では、沿川の農地で 35ha の浸水被害を受けている。こうした状況を踏まえ、吉川橋から第 1 号橋までの 4.7km 区間について、平成 23 年度より抜本的な河川改修に着手しているが、未だ治水安全度は低く、引き続き宅地、農地等を洪水被害から守るため、早急に治水安全度を向上させることが必要となっている。

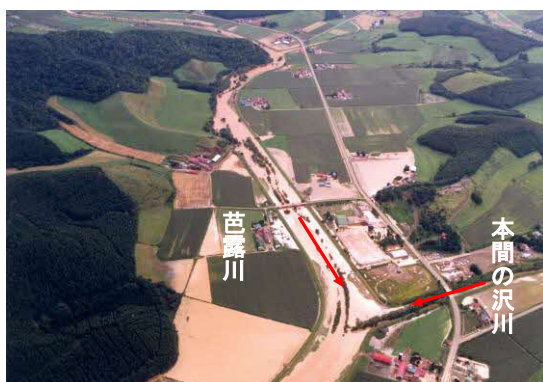


第 5 号橋上流の浸水状況（平成 18 年 10 月撮影）

(芭露川)

芭露川では、昭和 35 年から 47 年にかけて芭露市街地で河道拡幅による河川改修が行われ、昭和 55 年から平成 5 年にかけて国営かんがい排水事業により上流の農地部の整備が行われたが、平成 4 年 8 月の台風 10 号により浸水面積 156ha、床下浸水 27 戸、床上浸水 16 戸、また平成 4 年 9 月の台風 17 号により浸水面積 907ha、床下浸水 42 戸、床上浸水 63 戸という多大な被害を受けたため、この洪水を契機に、平成 9 年からサロマ湖合流点より抜本的な河川改修に着手している。

しかし、平成 10 年 9 月の台風 5 号により浸水面積 2ha、床下浸水 28 戸、床上浸水 37 戸という被害を受け、さらに平成 18 年 10 月の豪雨では、浸水面積 158ha、床下浸水 22 戸、床上浸水 14 戸の被害を受けている。こうした状況から市街地、農地等を洪水被害から守るため、早急に治水安全度を向上させることが必要となっている。



本間の沢川合流点付近の浸水状況
(平成 4 年 9 月撮影)



芭露湖陵中学校の浸水状況
(平成 4 年 9 月撮影)



4 号橋下流右岸側の浸水状況
(平成 18 年 10 月撮影)



新佐々木橋上流の浸水状況
(平成 18 年 10 月撮影)

2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題

(佐呂間別川)

佐呂間別川においては、農業用水 (0.73m³/s)、佐呂間町の水道用水 (0.03m³/s) 及び雑用水 (0.51m³/s) として最大総取水量 1.27m³/s の河川水が利用されているが、これまでに渇水による被害が生じた事例はない。

また、仁倉川合流点下流まではワカサギ・シラウオ・チカ・キュウリウオが対象魚種として内水面漁業権が設定されている。

水質については、公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準により類型指定されており、上流部の敷島橋水質基準点より上流は河川 AA 類型、下流は河川 A 類型である。上流部の敷島橋水質基準点における BOD75%値 (H13~H22) は 0.5~1.4mg/l と環境基準 AA 類型(1mg/l 以下)をほぼ満足している。下流部の佐呂間大橋水質基準点における BOD75%値 (H13~H22) は 0.5~1.6mg/l となっており、環境基準 A 類型(2mg/l 以下)を満足している。

自然環境については、上流部 (オンネルベシベ川合流点より上流) は山林が迫る狭い農地の中を比較的急勾配で流下し、河岸には所々に護岸が整備されているが、オオヨモギやクサヨシ、ヤナギの低木等が水面を覆うように繁茂している。連続して形成された瀬と淵では、サクラマス (ヤマメ) やエゾウグイ等が見られ、周辺ではそれらを捕食するオジロワシ、オオワシ等が飛来する姿が確認できる。

栄、若佐等の集落や佐呂間町の市街地が位置する中流部 (永代橋~オンネルベシベ川合流点) は、過去の改修により断続的に堤防等が整備されているが、河道は緩やかに蛇行し、河床には州が形成され、瀬や淵も見られ、エゾウグイやニジマス、トミヨ等が生息しており、山付き部付近では上流同様オジロワシやオオワシの姿が見られる。また、水際にはカモガヤやヤナギ等が繁茂している。

下流部 (サロマ湖~永代橋) は、知来川合流後より勾配が緩やかになり、仁倉川合流点下流の感潮区間は特に緩やかな流れとなっている。下流部の河床は瀬と淵が交互に並び中州も形成され、護岸が整備されている箇所もあるが、河岸にはススキ、ヨシ等が繁茂^{さききてい}しており、その茎や根、砂礫底はワカサギの産卵場となっている。また知来川合流後より下流ではオジロワシの飛来も確認できる。

河川環境の整備と保全に関しては、サクラマス（ヤマメ）やカラフトマス、ワカサギ及びウグイ等の生息に適した瀬・淵や、ウグイの稚魚やトミヨの格好の生息場となる複雑に入り組んだ根を提供する水際の河畔林等、良好な動植物の生息・生育環境が、豊かな流れによって形成されていることから、適切な保全措置を講じる必要がある。

※確認種は、以下の資料による

平成 12 年度 佐呂間別川基幹改修工事（整備計画・調査）報告書

平成 10～13 年度 佐呂間別川基幹改修工事（水質・魚類調査）調査報告書

平成 14～15 年度 佐呂間別川基幹改修工事（仁倉地区）（水質・魚類調査）調査報告書

平成 22 年度 佐呂間別川広域改修工事（環境調査）報告書

(小野の沢川)

小野の沢川は、取水等による河川水の利用及び内水面漁業権の設定はされておらず、これまでに渇水による被害が発生した事例はない。

水質については、公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準による類型指定はされておらず、調査についても行われていない。

自然環境については、山間部は急勾配となっているが、畑や牧草地が広がる区間は流れが緩やかで、ほぼ直線的に流れており、河床材料はシルトや砂礫で構成されている。

河道内は、一部護岸の三面張りが施工されている箇所はあるが、河岸にはヨシやオオヨモギ等の草本類が分布しており、そこにはサクラマス（ヤマメ）、ハナカジカ、ウキゴリ等が生息している。

周辺の土地利用は畑や牧草地の他、一部防風林が存在する。左岸は山付き林となっており、カラマツ、ミズナラ、ハルニレ等が見られ、オジロワシやオオワシ、ハイタカ等が飛来する姿が見られる。

河川環境の整備と保全に関しては、三面張護岸工の撤去により魚介類の産卵に適した河床（砂礫底）の形成や、山付部の河畔林及び水際植生等の適切な保全措置を講じる必要がある。

※確認種は、以下の資料による

平成 19 年度 佐呂間別川基幹河川改修工事(仁倉地区)(環境調査)報告書

平成 20 年度 佐呂間別川基幹河川改修工事(小野の沢地区)(環境調査)1 工区

(仁倉川)

仁倉川では、農業用水(0.14m³/s)として河川水が利用されているが、これまでに渇水による被害が生じた事例はない。

また、内水面漁業権の設定はされていない。

水質については、公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準による類型指定はされていないが、平成22年度から平成23年度にかけてに1地点で4回調査しており、BOD値は0.5以下～1.0mg/lとなっており、環境基準AA類型相当の良好な水質となっている。

自然環境については、第1号橋より上流の山間部では急勾配となっており、その周辺はオオイタドリやヤナギ等で構成されている。河床材料は主に砂礫等で構成されており、サクラマス(ヤマメ)やシベリアヤツメ等が確認されている。中流から下流側にかけては、畑や牧草地が広がり、流れも緩やかとなり、上流同様に砂礫河床で構成されている河道内には、一部護岸が施工されている箇所はあるが、河岸にはヤナギやクサヨシ、ノダイオウ等が分布しており、それらに覆われている場所にはサクラマス(ヤマメ)やエゾウグイ、キュウリウオ等が生息している。上流の山付き部や下流部防風林の周辺では、オジロワシやオオワシの飛来のほか、ヤマセミ等が確認できる。

河川環境の整備と保全に関しては、サクラマス(ヤマメ)やキュウリウオ等の生息に適した瀬・淵や産卵に適した河床等、良好な動植物の生息・生育環境が、豊かな流れによって形成されていることから、適切な保全措置を講じる必要がある。

※確認種は、以下の資料による

平成22年度 佐呂間別川広域改修工事(環境調査) 報告書

(芭露川)

芭露川では、取水等による河川水の利用は行われておらず、これまでに濁水による被害が発生した事例はない。

また、ポン川合流点下流まではワカサギ・シラウオ・チカ・キュウリウオが対象魚種として内水面漁業権が設定されている。

水質については、公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準による類型指定はされていないが、芭露橋地点における BOD75%値 (H15～H21) は 0.9～1.8mg/l であり、環境基準 A 類型 (2mg/l 以下) 程度となっている。

自然環境については、上流部 (4 号橋より上流) では、河道は全体としては平瀬から成り、過去の改修により一部護岸や堤防が整備されているが、所々にはっきりとした淵がみられ、両河岸部にはオオヨモギ・ヤナギ類が密集している。また、8 号橋から新佐々木橋までの区間では、かんがい排水事業により落差工が整備され、魚道の整備されていないがサクラマス (ヤマメ) やエゾウグイ、フクドジョウ等の魚類が広く生息している。

下流部 (サロマ湖～4 号橋) には網走国定公園に指定されているサロマ湖湖畔にはアッケシソウ、ウミミドリ等の塩性湿地植物^{えんせいしつち}が流域を特徴付ける種として確認できる。また右岸側は大部分が山付け部であり、河岸にはこれらと一体となったミズナラやヤナギ等の河畔林が連続して河道を覆っている箇所も多く、このような木々の根の入り込んだ水中部ではトミヨやエゾウグイ等が生息し、さらに春には河口からワカサギが群れをなして遡上する。また全川を通じ、オジロワシの飛来が数多く見られ、サロマ湖合流部付近のアッケシソウ等が繁茂する草地ではオオジシギの姿も見られる。

河川環境の整備と保全に関しては、オジロワシの営巣が確認された場合、騒音抑制等の施工への配慮が必要とされている。さらに、芭露川河口部の塩湿地には、潮の干満や地下水位等の影響を受けた特殊な環境に生育しているアッケシソウが分布しているため、適切な保全措置を講じることが重要な課題となっている。

また、芭露川の 8 号橋より上流は、連続した落差工があるため、整備に際しては河道の連続性に配慮する必要がある。



オジロワシ



オオジシギ



エゾウグイ



アッケシソウ

※確認種は、以下の資料による

平成 8 年度 芭露川（道単）改修工事環境影響調査報告書

平成 9 年度 芭露川広域改修工事 A（環境調査）報告書

平成 10 年度 佐呂間別川基幹河川改修工事（環境調査）（芭露地区）報告書

平成 11 年度 佐呂間別川基幹河川改修工事（芭露地区）（環境調査）報告書

平成 11 年度 佐呂間別川基幹河川改修工事（芭露地区）環境調査資料

平成 11～12 年度 佐呂間別川基幹河川改修工事（芭露地区）（サロマ湖影響解析）調査報告書

平成 12～21 年度 佐呂間別川基幹河川改修工事（芭露地区）（水質・魚類調査）調査報告書

平成 12 年度 佐呂間別川基幹河川改修工事（芭露地区外）（環境調査・鳥類）報告書

平成 13～15 年度 佐呂間別川基幹河川改修工事（芭露地区外）（環境調査）報告書

平成 22 年度 佐呂間別川広域改修工事（環境調査） 報告書

(サロマ湖)

サロマ湖は汽水湖^{きすい}で、豊富な水産資源に恵まれており、海面共同漁業権が設定され、カレイやチカ・サヨリ・ニシンの刺し網漁業やカレイの氷下待網漁業^{ひょうかまちあみ}、チカ・キュウリウオ・コマイの小型定置網漁業が行われているほか、ホタテ貝^{かき}・牡蠣等の増養殖^{ぞうようしよく}を行っている。ホタテ貝については道内有数の漁場を擁しており、生産高は、オホーツク海沿岸（オホーツク管内全体）を含めると約 17 万トン（平成 22 年実績）、佐呂間、湧別、北見（旧常呂町域）3 市町で約 9 万トン（平成 22 年実績）となっている。

河川空間の利用については、サロマ湖畔でサロマ湖 100km ウルトラマラソン、オホーツクサイクリング等の各種イベントが行われ、冬期には結氷したサロマ湖がパラセーリングやスノーモービルコース等に利用されている。



サロマ湖 100km ウルトラマラソン



オホーツクサイクリング

サロマ湖は、面積約 152km²、周囲長 87km、水深 19.6m（最深部）、琵琶湖・霞ヶ浦に続き全国第 3 位の面積を誇る湖である。

水質については、公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準により、海域 A 類型に指定されており、湖内の水質基準点における COD75%値（H13～H22）は 1.6mg/l～4.2mg/l となっており、環境基準 A 類型（2mg/l 以下）を満足していない年もあったが、近年は基準値を満足する傾向にある。

湖周辺はワッカ原生花園等、多くの原生花園があり、秋に大地を真っ赤に染めるアッケシソウをはじめ、春から秋にかけてハマナス等の花々がまるで美しさを競い合うように咲き乱れる。湖南東に突き出したキムアネップ岬はアッケシソウ群落等が広がっており、キャンプ場として、多くの人々が大自然の中でキャンプを楽しんでいる。湖は流氷が押し寄せる地球上の南端として知られるオホーツク海に面しており、流氷によって大量のプランクトンが運ばれることもあり、ニシン、サヨリ、カレイ等多くの魚類が生息している。また、春から秋にかけては、豊富な小魚等を求めてアオサギが湖岸に姿を見せる。



サロマ湖周辺のアッケシソウ

サロマ湖については、これまで著しい水害が生じたことがないことから、当面整備の予定は無いが、洪水時に佐呂間別川、芭露川からの過剰な負荷物質の流入による水質・底質への影響が懸念されており、「※サロマ湖環境保全対策管理委員会」からも継続して水質・底質を監視していくことが求められている。

※サロマ湖の漁業環境保全を図るため関係機関により組織された委員会

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

河川整備の基本方針としては、河川改修の経緯、水害の発生状況、河川利用の現況、河川環境の保全を考慮し、関係機関の事業とも調整を図りながら、河川整備にあたっての目標を明確にして、河川環境に配慮した治水対策を推進するものである。

第1節 計画対象区間

河川整備計画の対象とする河川は、表 1-1 に示す北海道知事管理河川とする。このうち、優先的に整備を実施する河川区間は表 1-2 に示す区間である。

表 1-1 計画対象区間一覧

河川名	計画対象区間		
	上流端	下流端	延長 (km)
佐呂間別川	左岸：北見市留辺薬町字丸内 423 番地 右岸：同 425 番地先	サロマ湖	47.5
芭露川	左岸：紋別郡湧別町字東芭露 2547 の 6 番地先 右岸：同 2548 の 2 番地先	サロマ湖	19.0
キナウシ川	左岸：紋別郡湧別町字芭露 1768 番地先 右岸：同 1767 番地先	芭露川への合流点	0.6
ポン川	左岸：紋別郡湧別町字芭露 1039 番地先 右岸：同 1038 番地先	芭露川への合流点	1.0
西の沢川	上松沢川の合流点	芭露川への合流点	5.8
小野の沢川	左岸：常呂郡佐呂間町字仁倉 833 番 4 地先 右岸：常呂郡佐呂間町字仁倉 833 番 1 地先	佐呂間別川への合流点	2.29
仁倉川	常呂郡佐呂間町字仁倉 112 番地先	佐呂間別川への合流点	6.0
8線の沢川	北海道常呂郡佐呂間町字知来 190 番 4 地先の上流端を示す標柱	佐呂間別川への合流点	0.34
成金の沢川	左岸：常呂郡佐呂間町字知来 718 番 5 地先 右岸：同町同字 718 番 3 地先道道成金橋下流端	佐呂間別川への合流点	0.22
安斉川	常呂郡佐呂間町字幸町 44 番地先	佐呂間別川への合流点	1.3
三線川	常呂郡佐呂間町字北 375 番地先の田中橋下流端	安斉川への合流点	1.8
武士川	常呂郡佐呂間町字栃木 603 番地先	佐呂間別川への合流点	9.0
四十号の沢川	常呂郡佐呂間町字川西 32 番の 3 地先	佐呂間別川への合流点	0.2
ワネルベシ川	左岸：常呂郡佐呂間町字大成 349 番地先 右岸：同 351 番地先	佐呂間別川への合流点	3.0

湖沼名	計画対象区間		
	上流端	下流端	延長 (km)
サロマ湖	—	—	42.5*

※管理延長。

表 1-2 優先整備区間一覧

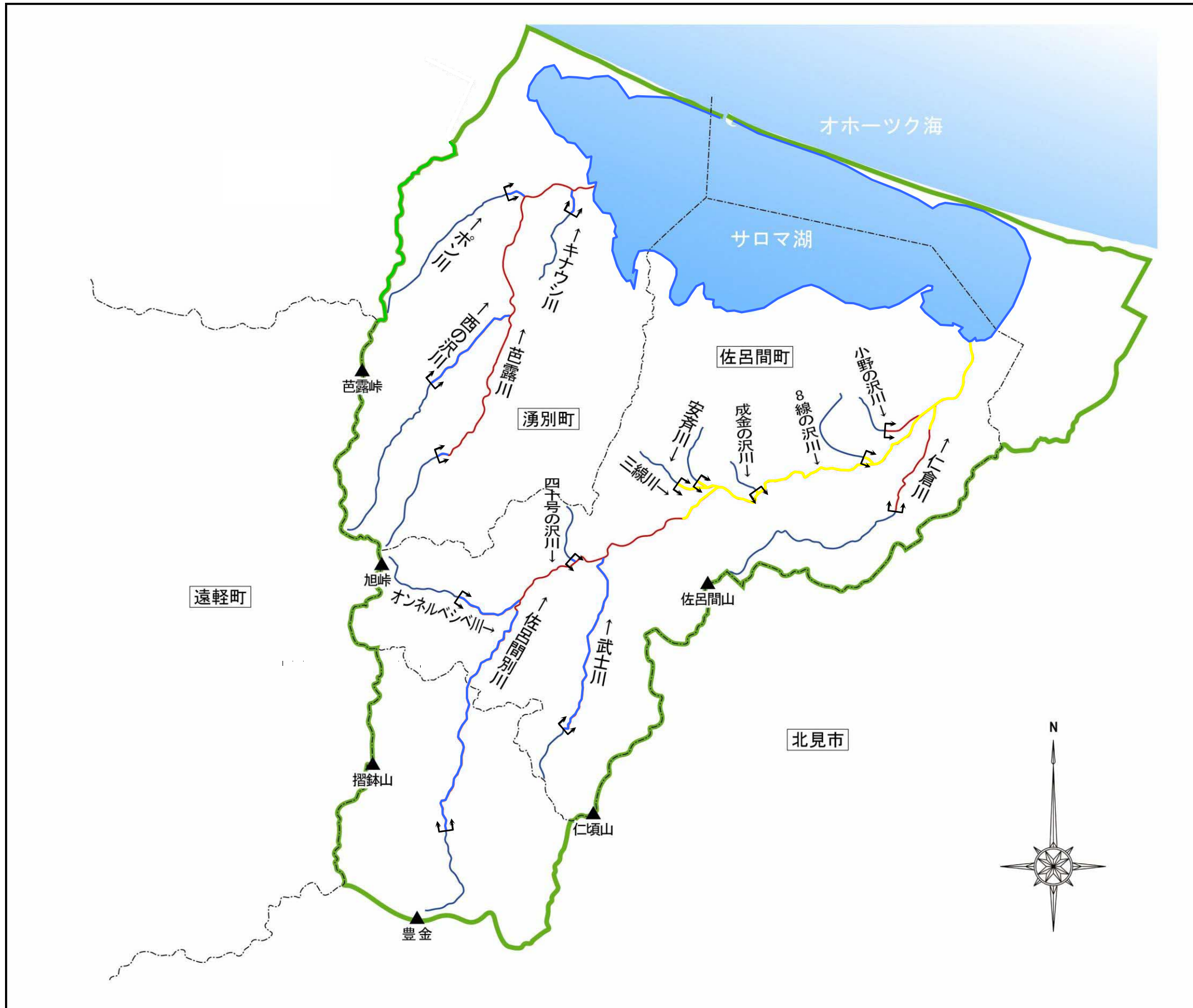
河川名	優先整備区間		
	上流端	下流端	延長 (km)
佐呂間別川	敷島橋下流端 (SP29400)	協和橋上流 (SP19000)	10.4
小野の沢川	5号橋上流端 (SP2520)	佐呂間別川合流点 (SP150)	2.29
仁倉川	第1号橋下流端 (SP5900)	吉川橋上流端 (SP1200)	4.7
芭露川	長屋橋上流端 (SP18500)	キナウシ川合流点 (SP1140)	17.0

第2節 計画対象期間

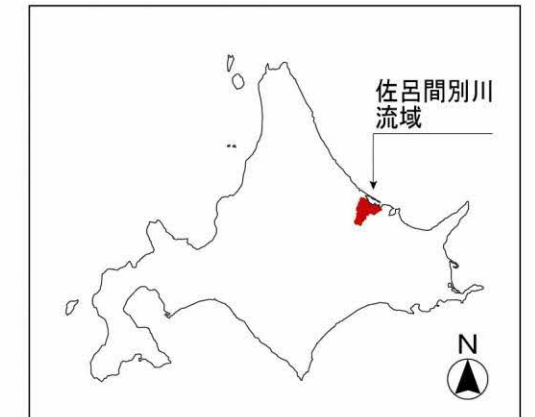
本河川整備計画の計画対象期間は、河川整備計画策定から概ね30年を対象とする。

本河川整備計画は、現時点での流域の社会状況、自然状況、河川状況に基づき策定するものであり、策定後、これらの状況等の変化や新たな知見・技術の進捗等の変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとする。

図 1-3 計画対象流域図



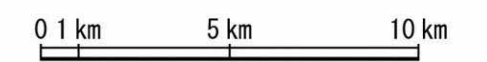
位置図

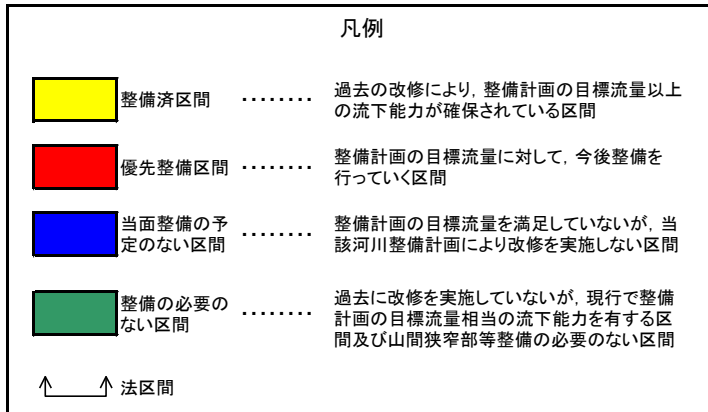


凡例

- 流域界
- 市町村界
- 法区間
- ▲ 主要な山、峠
- 基準地点
- 優先整備区間
- 整備済み区間
- 当面整備の予定のない区間

1:200,000





■ 基準地点

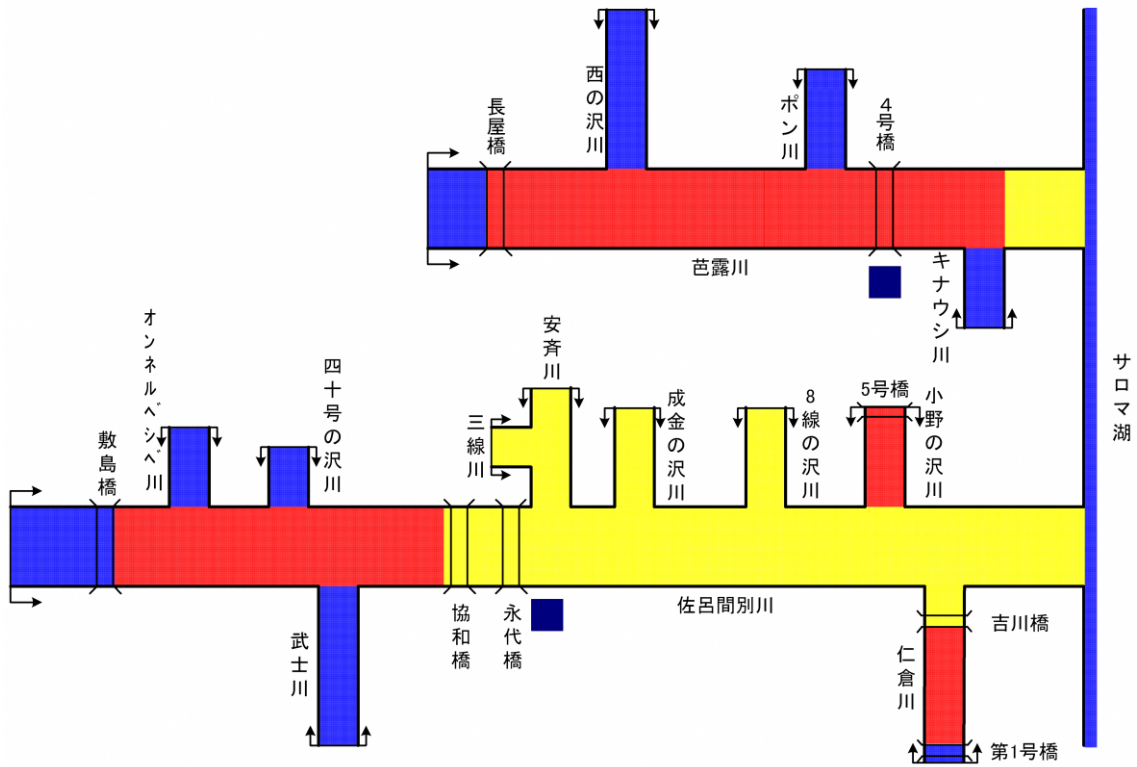


図 1-4 河川整備の現況及び優先整備区間概略図

第3節 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

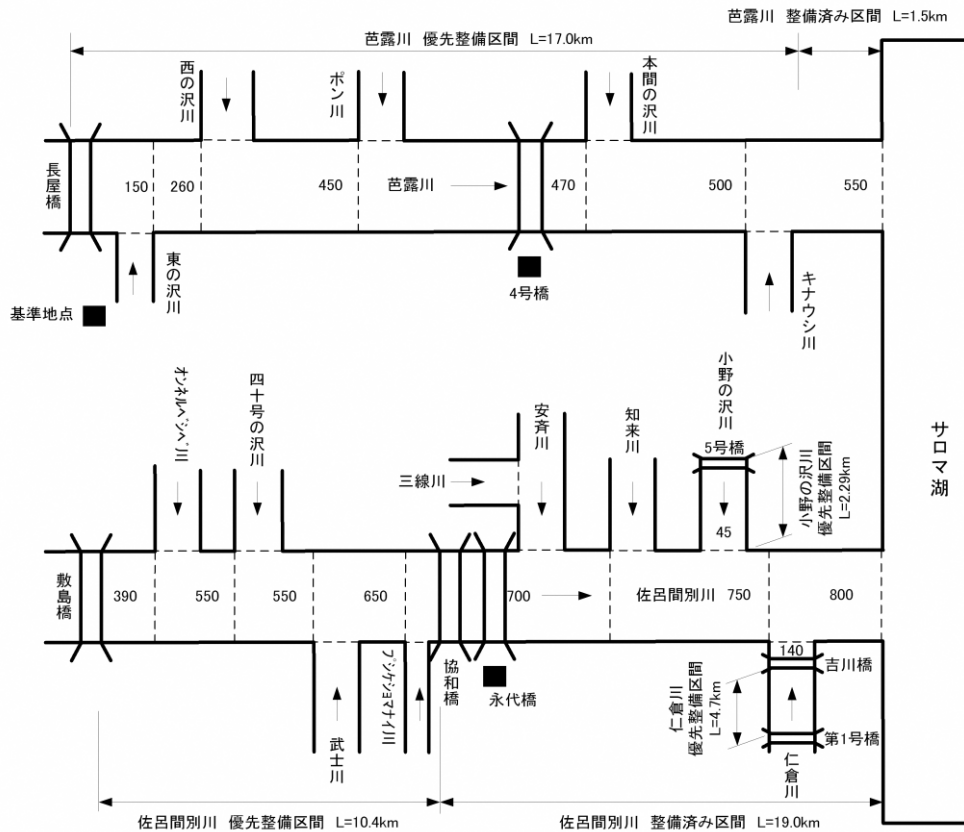
佐呂間別川水系河川のうち、沿川の人口、資産の状況、現況流下能力、災害の発生状況等を踏まえ、洪水による被害が発生した河川、もしくは発生の危険が高い河川や想定浸水被害の大きい河川として、佐呂間別川、小野の沢川、仁倉川、芭露川を優先的に河川整備を行い、洪水等による災害の発生防止又は軽減を図る。

〔佐呂間別川〕 協和橋上流より敷島橋下流端までの 10.4km 区間において、平成 18 年 10 月の洪水を踏まえ、河道の掘削、堤防の整備等により沿川の市街地及び農地への洪水等による災害発生防止又は軽減を目的とし整備を進める。

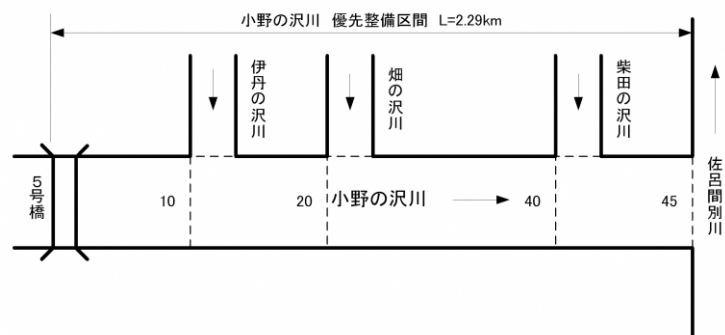
〔小野の沢川〕 佐呂間別川合流点から 5 号橋上流端までの 2.29km 区間において、平成 18 年 10 月の洪水を踏まえ、河道の掘削、堤防の整備等により沿川の市街地及び農地への洪水等による災害発生防止又は軽減を目的とし整備を進める。

〔仁 倉 川〕 吉川橋上流端から第 1 号橋下流端までの 4.7km 区間において、平成 18 年 10 月の洪水を踏まえ、河道の掘削、堤防の整備等により沿川の市街地及び農地への洪水等による災害発生防止又は軽減を目的とし整備を進める。

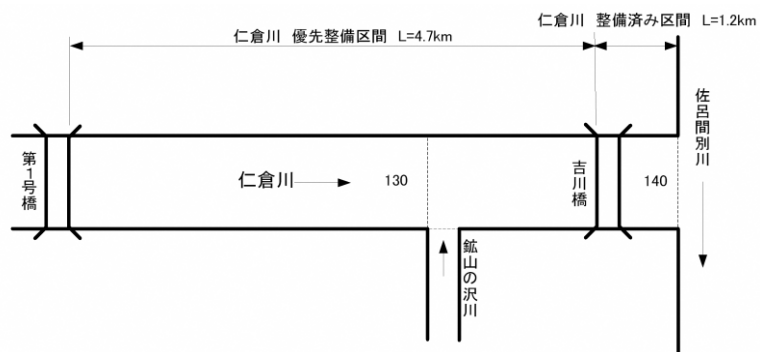
〔芭 露 川〕 キナウシ川合流点より長屋橋上流端までの 17.0km 区間において、平成 4 年 9 月の洪水を踏まえ、河道の掘削、堤防の整備等により沿川の市街地及び農地への洪水等による災害発生防止又は軽減を目的とし整備を進める。



整備計画目標流量配分図（佐呂間別川、芭露川） 単位：m³/s



整備計画目標流量配分図（小野の沢川） 単位：m³/s



整備計画目標流量配分図（仁倉川） 単位：m³/s

第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、主に周辺地域の農業用水や佐呂間町の水道用水として、許可水利権に基づいた取水が行われており、流域市町の生活基盤として極めて密接に関わっている状況を踏まえ、河川の利用状況や水量・水質の把握を継続するとともに、利水者や関係機関と連携しながら、適正かつ合理的な水利用を目指すものとする。また、流水の正常な機能の維持に必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行う。

河川の水質については、現在の水質に著しい影響を与えないよう、これからも流量・水質の把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について、関係機関との調整を図るものとする。

河川環境の整備と保全に関しては、サクラマス（ヤマメ）やウグイ等の生息に適した瀬・淵や縦断的な連続性の確保、カラフトマス、ワカサギ、キュウリウオ等の産卵に適した河床、さらにはウグイの稚魚やトミヨの格好の生息場となる複雑に入り組んだ根を提供する水際の河畔林及びオジロワシやアッケシソウ群落等の動植物の生息・生育環境に配慮し、河川環境の保全と整備に努める。また、地域住民や各分野の専門家の意見も踏まえつつ、治水上支障のない限り河畔林や現況河床を保全する等、治水と環境が調和した、後世に残すべき良好な河川環境となるよう配慮する。

また、河川環境の整備と保全に関する目標が達成されているか評価・検証を行い、整備手法の見直しを必要に応じて行うこととする。

第3章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

本流域において、河川整備計画の目標を実現させるための具体的な方策として計画的な河川整備を施行する河川は以下のとおりである。

(1) 佐呂間別川、小野の沢川、仁倉川

河川工事の目的

平成18年10月の洪水を踏まえ、沿川の市街地及び農地の洪水等による災害発生の防止又は軽減を目的とし、河道の掘削、堤防の整備等を行う。

施行の場所

佐呂間別川：協和橋上流から敷島橋下流端までの延長L=10.4km 区間

小野の沢川：佐呂間別川合流点から5号橋上流端までの延長L=2.29km 区間

仁倉川：吉川橋上流端から第1号橋下流端までの延長L=4.7km 区間

河川工事の種類

河道の掘削、堤防の整備、護岸の設置等

河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び川幅などについては附図に示す。

環境への配慮事項

・オジロワシの保全対策については、その生態を考慮し、ほうらん 抱卵、いくすう 育雛時期の営巣期（3～5月下旬）においては、騒音、振動の低減等に配慮した施工方法とし、対策が必要と判断される場合には、専門家の意見を聴取し対策を講じる。

- ・河道掘削については、生態系に与える影響を最小限にとどめるように考慮しながら必要な河積を確保する。また、施工中の土砂流出及び濁水流出防止を目的とし、仮締切工の設置や、施工後の土砂流出防止のために低水路法面の^{ほうふく}法覆等を行う。
- ・三面張護岸工の撤去により、魚介類の産卵に適した河床（砂礫底）の形成に努める。
- ・現況河床が保全できる区間については、現況のみお筋を残し、河道の掘削を要する区間についてはみお筋の復元や、産卵床が消失する区間については、河床材料の置き換えを行う等魚類等の生息環境の保全・復元に努める。
- ・工事により影響が懸念される又は影響を受ける貴重な植物については、必要に応じて専門家の意見を聞きながら、それらの種が生育する河川環境の保全・再生に努める。
- ・河畔林については、洪水の安全な流下等に支障を及ぼさないよう治水面と整合を図りつつ、これらの機能の保全に努める。

（２）芭露川

河川工事の目的

平成４年９月の洪水を踏まえ、沿川の市街地及び農地の洪水等による災害発生の防止又は軽減を目的とし、河道の掘削、堤防の整備等を行う。

施行の場所

芭露川：キナウシ川合流点から長屋橋上流端までの17.0km

河川工事の種類

河道の掘削、堤防の整備、護岸の設置等

河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び川幅などについては附図に示す。

環境への配慮事項

- ・オジロワシの保全対策については、その生態を考慮し、^{ほうらん}抱卵、^{いくすう}育雛時期の営巣期（3～5月下旬）においては、騒音、振動の低減等に配慮した施工方法とし、対策が必要と判断される場合には、専門家の意見を聴取し対策を講じる。

- ・河道掘削については、生態系に与える影響を最小限にとどめるように考慮しながら必要な河積を確保する。また、施工中の土砂流出及び濁水流出防止を目的とし、仮締切工の設置や、施工後の土砂流出防止のために低水路法面の法覆等を行う。
- ・現況河床が保全できる区間については、現況のみお筋を残し、河道の掘削を要する区間についてはみお筋の復元や、産卵床が消失する区間については、河床材料の置き換えを行う等魚類等の生息環境の保全・復元に努める。
- ・既設の落差工を撤去し、河道の縦断的な連続性を確保するとともに、落差工撤去後の河床勾配の変化を考慮したなかで、魚類等の生息環境に配慮した整備を行う。
- ・工事により影響が懸念される又は影響を受ける貴重な植物については、必要に応じて専門家の意見を聞きながら、それらの種が生育する河川環境の保全・再生に努める。
- ・河畔林については、洪水の安全な流下等に支障を及ぼさないよう治水面と整合を図りつつ、これらの機能の保全に努める。

第2節 河川維持の目的、種類及び施行の場所

1. 河川維持の目的

河川の維持管理は、地域の特性を踏まえつつ、洪水等による災害発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全など、総合的な観点から適切な実施に努める。

2. 河川維持の種類及び施行の場所

(1) 河川管理施設の維持管理・災害復旧

洪水等による災害の発生を防ぐためには、堤防、護岸、樋門などの河川管理施設の機能を十分に発揮させることが必要である。このため、河川管理施設の現有機能の把握・評価を行った上で、機能の低下を防止するための復旧・修繕、機器の更新等を行う。

1) 河川の巡視及び点検

平常時は定期的に河川巡視を行い、河川管理施設の状況、河岸や河道内の状況などを把握する。出水時は降雨や河川水位の状況から、河川管理施設の状況や異常の発生の有無を把握するため、河川巡視を行う。出水後・地震後などは河川巡視を行い、河川管理施設の状況を確認し、被災状況を把握し、適切な処置を行う。

2) 河道の維持管理

出水等により土砂や流木が堆積し、洪水の流下の阻害や内水氾濫を助長している場合は、周辺の河川環境に配慮しつつ掘削などの適切な処置を行う。また、河床低下により既設護床等の河川管理施設の機能に支障を及ぼすような場合は、適切な処理を行う。さらに、魚道などの河道の連続性について確認し、支障がある場合は適切な処置を行う。

3) 堤防の維持管理

堤防の機能を維持するとともに、法崩れ、亀裂、陥没などの異常について早期に発見する為、堤防法面等の除草を実施する。除草時期、頻度は堤防植生の状況や周辺的环境を考慮して適正に実施する。

また、河川巡視や堤防点検、水防活動に支障をきたさぬよう、堤防天端、取付道路等の補修を実施する。

4) 河川構造物の維持管理

樋門などの河川構造物については、所要の機能を発揮できるよう定期的に点検・整備を実施し、必要に応じて補修や更新など適切な維持管理を実施する。

(2) 河道内樹木の維持管理

河道内の樹木は、動植物の生息・生育環境ならびに河川景観の形成など、多様な機能を有するが、洪水時には水位の上昇や流木の発生等の原因となることも懸念される。

このため、河道内樹木が洪水の安全な流下に支障とならないよう、環境に配慮しながら伐採など適切な管理を実施する。

(3) 水防資機材

水防資機材は、円滑な水防活動が行えるように適切に備蓄する。また、定期的に水防資機材の点検を行い、資機材の保管状況を把握するとともに不足の資機材を補充する。

第4章 河川の情報の提供、流域や関係機関との連携等に関する事項

第1節 河川に係る調査・研究等の推進に関する事項

河川整備、維持、管理の基礎資料とするため、水文観測を継続的に進めるほか、必要に応じ河川及び河川周辺の環境調査などを行い、データの収集に努め、河川改修後の環境への影響について、調査・研究を関係機関の協力を得ながら継続して実施し、整備と保全に関する目標が達成されているか評価・検証を行い、整備手法の見直しを必要に応じて行う。

第2節 河川情報の提供に関する事項

雨量・水位情報等河川情報については平常時の河川利用や、洪水時の防災情報として活用するため、インターネット等を用い、関係機関や住民に幅広く提供し、河川情報の共有に努める。

また、計画規模や現況流下能力を超える洪水に対して極力被害の防止・軽減を図るため、関係機関と連携を図り、洪水ハザードマップの作成支援を行い、地域の防災力の向上に努める。

河川事業の紹介・河川愛護・美化思想の普及等、河川に関する広報活動・情報提供を行い、河川事業に関して広く理解を得られるように努めるとともに、地域住民の治水、利水、河川環境に関する知識の向上と親水思想の高揚を図る。

水質事故が発生した場合には、事故状況を的確に把握し、関係機関への速やかな連絡、事故後の河川、水質の継続的な監視、迅速な事故処理等を関係機関と協力して行う。

第3節 地域や関係機関との連携等に関する事項

洪水時の水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者により、連絡体制の確認、重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等、避難体制の整備、防災訓練等を地域や関係機関と連携して推進し、水防体制の充実を図るとともに、水防資機材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。

地域特性や子供たちを含めた地域住民のニーズを反映させた河川整備の実施と河川管理を実現するため、環境教育や住民参加等の取組について、関係機関との連携を図るものとし、川づくりへの住民参加や子供達への教育環境の場を提供するなどの利活用が図られるよう努める。

また、サロマ湖については、洪水時に佐呂間別川・芭露川からの過剰な負荷物質の流入による水質・底質への影響が懸念されていることから、それらを継続して監視していくと共に、水質・底質の悪化が確認された場合には、関係機関と連携を図り、必要な対応を実施していくものとする。